第四　木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百号）の一部を次のように改正する。

第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄第三号を次のように改める。

三　職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）

第五条の次に次の附則を加える。

附　則

第四条の規定の適用については、当分の間、第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄第三号中「機械木工、木型製作、家具製作、建具製作」とあるのは「機械木工、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十五号）による改正前の職業訓練法施行令別表に掲げる木工機械調整若しくは職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令（以下「旧能開法政令」という。）別表に掲げる木工機械整備、木型製作又は家具製作、建具製作若しくは職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第二百二十一号）による改正前の職業訓練法施行令別表に掲げる木工」と、「木工機械整備作業」とあるのは「木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、旧能開法施行令別表に掲げる木工機械整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械調整作業」と、「木製建具手加工作業」とあるのは「木製建具手加工作業又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十年労働省令第二号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第十二又は第十三に掲げる木製建具製作作業」と読み替えるものとする。

第五　プレス機械作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄第二号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に、「又は板金」を「、建築板金又は工場板金」に、「製罐作業を試験科目として選択した者に限り、板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において建築板金作業又は工場板金作業」を「製缶作業」に改める。

第五条の次に次の附則を加える。

附　則

第四条の規定の適用については、当分の間、第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄第二号中「、建築板金又は工場板金」とあるのは「、建築板金若しくは工場板金又は職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二百六十五号）による改正前の職業訓練法施行令（以下「旧訓練法政令」という。）別表に掲げる板金」と、「製缶作業を試験科目として選択した者に限る」とあるのは「製缶作業又は職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十八年労働省令第二十六号）による改正前の職業訓練法施行規則別表第十二又は第十三に掲げる製罐作業を試験科目として選択した者に限り、旧職業訓練法別表に掲げる板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において建築板金作業又は工場板金作業を試験科目として選択した者に限る」と読み替えるものとする。

第六　次に掲げる告示の規定中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

一　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百三号）第五条第三項

二　足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百九号）第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄

三　建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第百二十一号）第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄

四　木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十三号）第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄

五　鋼橋架設等作業主任者技能講習規程（平成四年労働省告示第九十四号）第五条の表受講の免除を受けることができる者の欄

六　コンクリート橋架設等作業主任者技能講習規程（平成四年労働省告示第九十五号）第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄

第七　型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄中「ブロツク建築科」を「ブロック建築科」に、「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に、「ブロツク建築又は」を「ブロック建築又は」に、「建築ブロツク科」を「ブロック建築科」に改める。

第八　労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一号ワ中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「能開法規則別表第十一の三の三」に改める。

第九　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第一項第二号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び同令第十九条の二十四の二の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検査業者検査員研修の内容及び時間（昭和四十七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三」に改める。

第四条第一号中「昭和四十四年労働省令第二十四号。」を削り、同条第三号中「職業能力開発促進法施行令別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

第六条第七号及び第十二条第一号ト中「職業能力開発促進法施行令別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三」に改める。

第十　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三」に改め、同条第六号中「（昭和四十四年労働省令第二十四号）」を削る。